

# 連絡とれるくんサービス利用規約【現改比較表】 2020年4月15日現在

～2020年4月14日

2020年4月15日～

目次 (略)

第1章～第2章 (略)

## 第3章 付加機能

### (付加機能の提供)

第13条の2 当社は、連絡とれるくんサービス契約者から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します。この場合において、登録限定ユーザ機能 及び トーク機能については登録限定ユーザ機能利用ID数 及び トーク機能利用ID数を当社に申し出ていただきます。

- (1) 付加機能を提供することが技術上著しく困難なとき。
  - (2) 付加機能の提供を請求した連絡とれるくんサービス契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (3) 付加機能の提供を請求した連絡とれるくんサービス契約者が、第15条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、連絡とれるくんサービスの利用を停止されている、又は連絡とれるくんサービス契約の解除を受けたことがあるとき。
  - (4) 付加機能の提供を請求した連絡とれるくんサービス契約者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。
  - (5) その他当社の連絡とれるくんサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 2 連絡とれるくんサービス契約者は、登録限定ユーザ機能 及び トーク機能の登録限定ユーザ機能利用ID数 及び トーク機能利用ID数の変更を請求することができます。

(略)

第4章～第11章 (略)

目次 (略)

第1章～第2章 (略)

## 第3章 付加機能

### (付加機能の提供)

第13条の2 当社は、連絡とれるくんサービス契約者から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します。この場合において、登録限定ユーザ機能、トーク機能、安否確認機能 及び 安否表示機能については登録限定ユーザ機能利用ID数、トーク機能利用ID数、安否確認機能ID数 及び 安否表示機能ID数を当社に申し出ていただきます。

- (1) 付加機能を提供することが技術上著しく困難なとき。
  - (2) 付加機能の提供を請求した連絡とれるくんサービス契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (3) 付加機能の提供を請求した連絡とれるくんサービス契約者が、第15条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、連絡とれるくんサービスの利用を停止されている、又は連絡とれるくんサービス契約の解除を受けたことがあるとき。
  - (4) 付加機能の提供を請求した連絡とれるくんサービス契約者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。
  - (5) その他当社の連絡とれるくんサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 2 連絡とれるくんサービス契約者は、登録限定ユーザ機能、トーク機能、安否確認機能 及び 安否表示機能の登録限定ユーザ機能利用ID数、トーク機能利用ID数、安否確認機能ID数 及び 安否表示機能ID数の変更を請求することができます。

(略)

第4章～第11章 (略)

～2020年4月14日

2020年4月15日～

料金表

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容
(略)	(略)
(4) 付加機能利用料の適用	付加機能利用料は、その利用がある場合に、2（料金額）に規定する額に料金月末日の契約ID数、登録限定ユーザ機能利用ID数及びトーク機能利用ID数を乗じて得た額を適用します。

料金表

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容
(略)	(略)
(4) 付加機能利用料の適用	付加機能利用料は、その利用がある場合に、2（料金額）に規定する額に料金月末日の契約ID数、登録限定ユーザ機能利用ID数、トーク機能利用ID数、 <a href="#">安否確認機能ID数</a> 及び <a href="#">安否表示機能ID数</a> を乗じて得た額を適用します。

～2020年4月14日

2020年4月15日～

2 料金額

2-1-1 サービス利用基本料

(略)

2-1-2 加算料

(略)

2-2 付加機能利用料

区 分	単 位	料金額 (円)
(略)	(略)	(略)

第2 手続きに関する料金 (略)

第2表 工事に関する費用 (略)

2 料金額

2-1-1 サービス利用基本料

(略)

2-1-2 加算料

(略)

2-2 付加機能利用料

区 分	単 位	料金額 (円)
(略)	(略)	(略)
<u>安否確認機能</u>	<u>1 安否確認機能利用IDごとに月額</u>	<u>150円 (165円)</u>
	備考 (1) <u>当社は、連絡とれるくんサービス契約者から請求があったときは、安否確認機能を提供します。</u> (2) <u>安否確認機能利用IDは、サービス利用基本料における契約ID及び登録限定ユーザ機能における契約IDの合計数とします。</u>	
<u>安否表示機能</u>	<u>1 安否表示機能利用IDごとに月額</u>	<u>100円 (110円)</u>
	備考 (1) <u>当社は、連絡とれるくんサービス契約者（当社のBiz安否確認／一斉通報利用規約に定める契約者に限ります。）から請求があったときは、安否表示機能を提供します。</u> (2) <u>安否表示機能利用IDは、サービス利用基本料における契約ID及び登録限定ユーザ機能における契約IDの合計数とします。</u> (3) <u>Biz安否確認／一斉通報の設定により通信ができない場合があります。</u> (4) <u>Biz安否確認／一斉通報からの接続方法や機能が制限される場合があります。</u> (5) <u>Biz安否確認／一斉通報の仕様変更や動作変更により、サービス内容が変更となる場合があります。</u>	

第2 手続きに関する料金 (略)

第2表 工事に関する費用 (略)

附 則 (令和2年4月10日 APS 1サ第00635393号)

この改正規定は、令和2年4月15日から実施します。